

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年11月28日（火）16:00～16:50
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|-------------------------------------------------|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学 客員教授、医療法人社団澁志会 社員・理事 |
| 委員 | 安藤 至大 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学大学院法務研究科教授 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-----------------------|
| 本後 健 | こども家庭庁成育局保育政策課長 |
| 北條 俊一 | こども家庭庁成育局保育政策課保育政策推進官 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 元木 要 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について」ということで、こども家庭庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、こども家庭庁から御提出いただいております、公開予定です。

本日の議事についても、公開予定でございます。

進め方でございますけれども、まず、こども家庭庁から5分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、こども家庭庁におかれましては、御参加いただきまして、ありがとうございます。

これから「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について」のヒアリングを行いますけれども、ヒアリングに先立ちまして、座長の私から、一言、申し上げます。

特区特例の全国展開に当たりましては、特段の弊害がない限りは現行の特例措置の内容をそのまま全国で実施できるようにすることが原則になっております。このため、本日は、そういった観点から、こども家庭庁で検討中の全国展開案について御説明をお伺いして、議論をさせていただこうと考えております。

それでは、さっそく、こども家庭庁から御説明をお願いいたします。

○本後課長 資料は皆様のお手元にあるという前提でよろしいですか。

よろしくをお願いいたします。

まず、資料の1ページ目をおめくりいただきまして、2ページ目、これまで、昨年来、このワーキンググループで3回議論をいただき、下の対応案ですが、一つは、現在の小規模保育における3歳以上児の受入れを0～2歳まで行っているところを拡充することについては、既に対応いたしました。今回は、その下、3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする、これは、児童福祉法改正が必要でありますので、次の法改正のタイミングということになっていた事項でございます。

3ページ目、今年の夏に閣議決定をしていただいております。

これを踏まえまして、4ページ目、今般、11月に入りまして関係の子ども・子育て支援等分科会に資料を御提出いたしまして審議をいただいているところでございます。左側の内容は、今ほどお話しした内容なので、省略いたしますが、右側、改正のイメージは、先ほど座長からお話ございましたとおり、基本的には、今の特区の内容、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とするという内容で、分科会にお諮りしております。市町村が確認する仕組みも、現行と同じでございます。連携施設の確保も、現行と同じになります。小学校への接続に配慮した遊びの種類や機会の確保は、特区の議論の中でも、皆さん、実施自治体が気にされていたところでもあります。そういったところは求めるという形で何らかの形で担保をしていきたいと思っております。一番下ですけれども、保育所の設備・面積の基準と同様の基準とすること、配置基準について、現行の小規模保育事業のA型と同様とする形にしております。この小規模保育事業のA型ですが、今特区で行っている事業としては、堺市だけがこの事業をやっており、A型で行っております。

次のページに行きまして、この分科会の議論に先立つ小委員会のような企画委員会という形で議論がありました。この中で、A型、B型、C型の事業全てで認めるのかということに関しては、委員の先生方から非常に厳しい御意見がございました。C型は保育士の資格がないタイプ、B型は保育士の資格を有する職員が半分というタイプでございます。そういったところまで認めていいのかということに関しては、やはり最低限A型に限る必要

があるのではないかという大変強い御意見がありました。また、これは、現場、実際の特
区の中でも全てA型で実施しているということを踏まえまして、案としては、A型でとい
う形にしております。この企画委員会を経まして、今ほど御説明いたしました資料は11月
21日の分科会で御説明いたしました。その中では、様々な意見がございました。人口が少
ない地域などでは実施に意義があるのではないかと、4番目の矢印ですけれども、全国ど
この地域に生まれても等しく質の高い保育を受けられるべきだ、幼・保・小の接続の時期に
おいても質の高い保育の保証ができるように連携を図るべきだ、一番下ですけれども、発
達の度合いから子どもによっては小規模のほうが適しているというのも分かるが、いずれ
にしてもいつか社会に出て集団で生活をするようになることもしっかりと留意してほしい
と、実施することについては、ニーズがないとは言えないし、認めるけれども、しっかりと
質が担保されるように留意してほしいという御意見をかなり多く頂いたということかと
思っております。

分科会ではこういった形で1回議論していただきましたので、この議論、提出いたしま
した方針に沿いまして、今後、法改正の進めを進めてまいりたいと思っております。来年
の通常国会の中で、様々な法改正事項とともに提出する予定としております。

私からの説明は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがで
しょうか。

お願いします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。

色々な御意見があるということ承りました。これは分科会の先生方に聞いてみなければ
分からないことで課長に伺っても申し訳ないかもしれないのだが、C型の場合は家庭的
保育者だけであってもいいという決めに思っていたと思うのですけれども、そうすると、
この家庭的保育者だけの環境の中では危ういというお考えの先生方が多かったと理解すれ
ばよろしいのですかね。

○本後課長 ありがとうございます。

家庭的保育者と申しますのは、0～2歳児、特に小規模の事業所よりもさらに小さいベ
ビーシッターに近いような環境で0～2歳児をお預かりする事業もありまして、そのため
に設けられている研修上の資格でございます。その研修上の資格自体が0～2歳児前提で
成り立っております。分科会の委員の先生方は、皆さん、当然それを御存じの上で御覧に
なっています。0～2歳児に特化した家庭的保育者という方々で、0～2歳児の小規模保
育事業ということであれば分かるけれども、3～5歳児は、成長段階からすると、学ばな
ければいけないもの、身に付けなければいけない資格と内容が異なってきます。3～5歳
児という成長段階の中で、集団保育をどうしていくのかや、遊びの形も変わってきます。
そうすると、そのまま家庭的保育者を引き直した形で、その人たちがいるから3～5歳児

の保育が十分にできるかという、それはなかなかそうストレートにはいかないのではないかと、保育を専門とされる先生方としては、そこはなかなかやはり難しいという御意見だったかと思えます。保育士になりますと、当然0～5歳児まで全て成長段階に応じてどういう配慮事項があるのかということをしかりと学んだ上で保育士になっています。保育士であれば問題はないのですけれども、家庭的保育者でいいと言われると、それは認めるのは難しいと言わざるを得ないという御意見だったかと承知しています。

○安念委員 ありがとうございます。

保育政策課長のお立場でそういう御説明をなさることは初めからよく分かっていたのですが、分科会の先生方もおおむねそういう御意見であったと理解すればよろしいのですね。

○本後課長 いや、むしろ分科会の先生方がそのようにおっしゃっているということでございます。

○安念委員 さらに一層分かりました。取りあえず、ありがとうございます。

○中川座長 今の質問に関連して、私からお伺いしたいのです。分科会の先生方がそのようにおっしゃっていたということ自体は理解したのですけれども、この制度を作っていく経緯を考えたときに、一度、政府としては、A型、B型、C型、全て、地域の実情や子どもの事情を踏まえて、3～5歳児までだけで受け入れても大丈夫だという判断を特区で下したわけです。B型、C型について、ダメだという積極的な理由があるのでしょうかということが、1点目の質問であります。そもそも、地域として、データとして、A型しかやられていないことは理解しますけれども、それは市町村の判断でA型を選んでいるのであって、それは地域で判断していただければよろしいのではないのでしょうか。要は、国として一律にA型しかダメだという判断を下さないといけないほどの強い理由があるのかということが、私にはまだ理解できておりません。要は、それはその地域の判断や子どもの親御さんの判断で選べばいいのであって、国として法律でそれを禁止することは、今までの特区でやってみて全国展開をするという流れの経緯からしても、理屈からしても、私はまだ理解できていないということが実情なのです。御説明いただければ大変ありがたく存じます。

○本後課長 ありがとうございます。

この3～5歳児に関しましては、再三御説明させていただいておりますとおり、法律事項でございます。特区の中でやられているので、だから、そのままということだけではなく、当然、こちらの関係の分科会の中で専門的な議論をいただいた上で、議論していただく必要もある。私どもとしては両方にらんでいかなければいけないと思っています。そもそも、3～5歳児について、先ほども御説明いたしましたとおり、しかりと対応できるのかということに関しましては、分科会の中では若干後ろ向きの御意見をいただいている中で、ただ、特区で今までやってきていることですので、それは進めていかなければいけないということは私どもから再三御説明をした上で、何とかここまで御理解をいただいているということかと思えます。分科会の中でこの法律改正をすることに納得いただくという意味

では、我々としては、元々の特区の中で、概念上、B型、C型ができ得るということが入っていたとしても、実際に特区の中でやられているのはA型事業だけですし、先生方がおっしゃる、B型、C型の人員配置基準は0～2歳児に特化したものであるという御指摘は、それ相応に理屈が通っていると考えざるを得ませんので、法律をしっかりと分科会の中で議論していただいて、法律として、児童福祉法の改正としてしっかりやっていくためには、ここはA型という形でやらざるを得ない、やるということにしたいということでございます。

○中川座長 まだ私は理解できていないところはあるのですが、手が挙がっていますので、堀委員、落合委員の順番で、お願いしたいと思います。

堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明をありがとうございます。

こども家庭庁に質問なのですが、2ページ目のおまとめいただいている対応案を拝見しまして、3～5歳の子どものみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正については次の法改正のタイミングとなったと伺っておりますけれども、0～2歳を実際にもう行っている小規模保育事業においては3歳児以上を受け入れることは可能になるということでもよろしかったでしょうか。まず、前提の確認なのですが、

○本後課長 はい。そのような理解でいいかと思えます。昨年、何回か御議論いただいて、この2月に方針をこちらからお示しさせていただいて、この①については、今、0～2歳児をやっていて、さらに3～5歳児までやる、実施したいというところについては、現行の法律上、特区法ではなくて現行の児童福祉法上でもできます。ただ、運用上、非常に例外的に厳しくやるという運用をしておりましたので、だからこそ特区という話になったわけですが、その厳しい運用を柔軟にできますという解釈通知を、今年4月にお出ししています。それは既にできるようになっているという形で全国展開をしているということでございます。

○堀委員 今の御説明は、大変よく分かりました。0～2歳の延長で3～5歳も小規模保育事業を希望するところの受皿をより広く受け入れていただけている形で確認いただいていることは、一つの成果かと思っております。

そうだとするならば、3～5歳を預かる、小規模保育事業で保育をするということ自体、積極的に認めいただいているのかなと思うのですが、なぜ、3～5歳のみということになると、非常にこれは問題だという声が大きいのという御説明になるのでしょうか。0～2歳と一緒にあれば3～5歳もいいのだけれども3～5歳だけだとダメだという理由になっていないように思ったものですから、同じように小規模保育で3～5歳の検討をいただくことに大きな断絶があることはおかしな話かと思いましたので、御質問させていただきます。

○本後課長 多分皆さんの御想像よりもはるかに断絶が大きくて、元々、法律上、0～2歳児が原則であり、特別な場合に3～5歳児を認めると。ただ、法律上は、0～2歳児を

やっている施設で3～5歳児を例外的にやってもいいという構造に今はなっております。この構造になっておりますのは、0～2歳における保育と3～5歳における保育では、保育所の中でどういう保育をやるのかということと関係する学者の先生や現場の先生が集まって10年に一遍ごとにしっかりつくられる保育所保育指針の中でも、つくられているときから基本的な考え方になっておりますものは、成長段階の3～5歳においては集団で保育することが非常に大事であるということでございます。かなり大きな集団の中で遊びや色々な経験を通じることで、人間性、成長につながっていく、これを大事にしていくといった基本的な考え方がずっとございます。そういう考え方を反映したものが今の法律の構造になっているということでもあります。したがって、3～5歳児で認めるということは、法律の大きな改正であるとともに、今までできていなかったものについて、保育の現場あるいは有識者の先生からすると、新たにできるようにすると、皆さん、この場のお立場は特区というお立場かもしれませんが、現場からすると、そういうことで、しっかりと分科会で議論しなければいけないという意識は相当高いとお考えいただければと思います。

○堀委員 質問の趣旨がうまく伝わっていないのかなと思ったのですが、今、小規模保育事業において3～5歳を現に受け入れていただいている、保育の担い手として、小規模保育事業においても実際に担っていただいているということがあり、それを後押しするような施策も取られているので、3～5歳について小規模保育事業を可能とするということで、担い手として不足しているということではないのではありませんかという質問でした。保育について、集団保育が原則なのだというお話は何度も伺いしておりますけれども、それを上回るような形で、綿密に小規模で保育をしたいと、設置を希望するような市町村あるいは保育施設があった場合に、それを妨げるようなことをする必要はないのではないかという問題意識と、担い手として不十分だということはないですよという確認のために、御質問させていただきました。お答えは結構です。こちらの意見ということでもあります。3～5歳だけは特殊なのだという議論が不思議だなと思ったものですから。

いずれにせよ、次の法改正のタイミングで、来年通常国会で再来年施行予定と進めていただけるということですので、期待しております。

以上です。

○中川座長 すみません。堀委員はお答えいただかなくて結構だと言ったのですが、私も理解できないのです。0～2歳と3～5歳を合わせた全体集合についてはよくて3～5になるとダメになってしまうというのは、論理的に矛盾しているように思うのですけれども。

どうぞ。

○本後課長 あくまでも法律の構造上は0～2歳児が原則であり、例外的に地域の実情に応じてそれが必要な場合には3～5歳児も行っていいという構造になっております。最初、0～2歳児で3～5歳児まで認めること自体も、そういう構造の中でやっているということでもあります。それに対して、3～5歳児だけを認めるというのは、例外的な事項だけが

表に出るといふか、それが一本立ちすることになりますので、それは、単純に0～2歳児で例外的に3～5歳児をやるというよりは、大きな検討といふか、改正事項でありますし、だからこそ法律の改正といふことになりますので、関係の分科会の中でもかなり御意見があったといふことかと思ひます。ここは、逆のお立場ですと、さすがに特区でやっていますのでといふことだけの説明は、私が子ども・子育ての関係の分科会ですと、それだけで御納得いただくといふのは、大変難しいといふ状況でありますので、そのあたりはどうか御容赦いただければと思ひます。

○中川座長 すみません。私はまだ理解できていませんけれども、手が挙がっていますので、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今お話しいただいた点ですが、そもそも特区で実施しているだけといふよりは、ほかの省庁も特区で実施しているだけといふ説明をされることは少なく、きちんとどういふ形でどうなっているのかを検証していただくことが前提で、その内容を踏まえて説明されているかと思ひます。あまり準備をされないで臨まれているように聞こえましたが、いかがでしょうか。

○本後課長 申し訳ございません。この方針につきましては、昨年、3回、この会議をやっていたいて、その中で必要な資料をお出しさせていただいております。その上で、昨年の2月にこういふ方針を皆様にも御了解いただき、最終的には、0～2歳児の拡充のところは既に対応させていただいて、3～5歳児のみ、法律改正が残っておりますので、今年の夏の方針の決定の中で、最後の宿題として入れさせていただいたといふことかと思ひます。既に、どの自治体でどういふ形でやっているか、どういふ課題があったかといふことは、資料をお出しさせていただいた上で議論させていただいてきたのかなど、私は認識しております。

○落合座長代理 先ほどは特区で実施といふ話だけではできないとおっしゃられていたが、説明をされたといふお話もされていて、その前の御説明が不十分だったのでしょうか。

○本後課長 申し訳ありません。私が特区だけでと申し上げましたのは、私どもの分科会、こども家庭庁で実施をしている法律改正の審議をする分科会は、保育の様々な有識者や現場の方々が集まっておりますので、その場で説明するときに特区で既にやっているからこれはやる必要があるのだといふことだけでは、そちらの分科会ではそういう説明はなかなか難しいですといふことを申し上げただけでございます。その中では、必要性やこういふことはどういふことかといふことはお諮りしながら、この法改正をやっているかどういふか、このまま進めていいかどういふことか、私どもとしては、分科会には、皆さんに、今、御説明させていただいているのと同じように、分科会でも説明しなければいけないといふことでございます。言葉足らずで、申し訳ございません。

○落合座長代理 一つ前のものは、そういう意味では、堀委員への回答内容として若干適

当ではなかったと思います。そこは追加して説明されたので、追加での説明自体は分かりましたが、この3～5歳という部分について、海外ではどうなっているかについてはどうなのでしょう。0～2歳、3～5歳は、特別にというか、自然科学的にそのように分けておかないといけないという扱いになっているのでしょうか。

○本後課長 海外は実は相当保育の仕組みが異なっておりますので、法律上の事業の形として、小規模保育と大きな保育という形で分けているという構造があるわけではありません。単純な比較は、今、難しいかと思います。ただ、この3～5歳児に集団保育が必要であるという考え方は、先ほどから申し上げております保育所保育指針をつくる過程の中で、保育の関係の有識者の先生方、国内を代表する先生方が、集まって10年に一遍作っているものでありますので、その中で、保育の必要性、子どもの成長ということを考えて、原則として、今までずっと作られてきたということかと認識しております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そういう意味では、過去の経緯がそうであったこと自体は分かりませんが、論理的必然ではないと言いますか。法律も変える場面であれば、なぜその部分を同じにし続けられないといけないのかを考えるべき場面という意味があります。もちろん法律の中で行っていくことであれば、当然ながら法律の建付け論はあると思いますが、その点については検証されているのでしょうか。

○本後課長 むしろ、集団保育の在り方自体、この3～5歳児を認めるに当たって、その大きな大原則を見直すという議論をすることになると、これは単に特区でやってきた事項を法律化するというのではなく、正直、かなり難しい議論になると思います。そういう状況の中で、特区でやられてきたこの事業を何とか法律にして全国展開したいという中で、こういった資料をお出しし、準備をさせていただいてきたということかと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた中で、先ほどの両方の方針を尊重するという話と、ある意味、つながっていると思いますが、我々もその大原則自体を必ず徹底的に変えないといけないとまでは申し上げていないので、どのように着地するのかで整理できるのであれば、それは合意の余地があるのではと思います。特区の中では、弊害がない限りはそのまま全国展開が基本方針で、一番上のレベルでは、特区のほうも所管の法律に基づいていますが、我々も、法律に基づいて基本方針が定められ、政府の中ですので、基本的にそれを字面どおりに実施していただかないと、全国展開としては認められないと思っております。この点については、まだ十分に両方の側面が合致するような考えを整理していただけないように感じますので、本日、具体的な論点については各委員から指摘があったと思いますけれども、また改めて御検討いただけないでしょうか。

○本後課長 申し訳ありません。具体的に。おっしゃる趣旨があまりよく理解できていないのです。

○落合座長代理 今回の措置のままですと全国展開として認め難いということになるかと

思いますので、別に原案で整理を進めていただくこと自体はあると思うのですが、そうであれば議論自体は継続することになるのではないかとも思われますので、是非改めて御検討いただきたいと思ったところです。A、B、Cの話については、既にほかの委員から続けて何度も具体的な要件との関係で整理の可能性があるのではと指摘してあったと思うので、私から別に独立に新しいことを申し上げるつもりではなく、検討の必要性を指摘させていただいたというだけです。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

御説明いただきありがとうございます。堀委員、落合委員が、私が確認したいことを全て質問してくださいました。ご回答に関しては納得できないやりとりがあったので、私からまた再度申し上げることはないのですが、少し申し上げたいと思います。

2歳までは、大脳生理学的に言うと80%のニューロンの配線ができて、非常に大変な時期であると言われていています。その意味では6か月未満と6か月から1.3か月まで、1.3か月から2歳まで、2歳と、それぞれの段階できめの細かい保育が必要になってくるわけですね。家庭的な保育者で何か問題があるのかとか、保育士でなければ対応に問題があるのかという科学的根拠が示されないと、納得できないなと思っています。法律でこうだからという御回答だけでは、また御専門の委員の方の意見も分からないではないのですが、それが、経験からのご意見なのか、情緒的なご意見なのか、もしくは科学的なご意見かによって、その意見というものをもう少し客観的かつ合理的に御判断されることが、担当行政の非常に重要なポイントなのだろうと私は思っております。それらを踏まえて、今、各委員がおっしゃったようなことも総合的にもっと議論を継続していく。委員がこうおっしゃるから、法律はこうだからということだけで、特区としては「はい、そうですか」とは言えないのではないかと思っております。何か科学的根拠が、その委員会や分科会の中で示されたのでございましょうか。

もう一つは、Aに限ることについての合理的・客観的な判断がきちんとあるのでしょうか、もう一度、確認をしたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○本後課長 合理的か科学的かというのは、正しい理解かどうか分かりませんが、昨年、御議論させていただいたときに、保育所保育指針の中では3～5歳児については集団保育を大事にしていくということが基本的な方針として既に定められております。その中で、この小規模保育の今の法律上の取扱いもできておりますので、それを前提として考えたときにどうなるかということだと思います。

A型でなくてはいけないということにつきましては、基準上、C型あるいはB型は、家庭的保育者、これは0～2歳児にむしろ特化した研修を受けておられる方々ですので、今、阿曾沼委員は十分お分かりの上でおっしゃっているのだと思いますけれども、0～2歳の

発達段階のダイナミックさと3～5歳の発達段階のダイナミックさはやはり違うものがございます。これは保育の研究の中では基本的な考え方としてずっと貫かれているものがありますので、それに沿っていきますと、3～5歳児ということ考えたときには、それなりの検討をしっかりとした上で判断していかなければいけないということかと認識しています。そういうことを分科会の中で強く意見として出していただいたのであろうと考えています。

○阿曾沼委員 一応その分科会の雰囲気と皆さんの御意見についてはお伺いしました。

時間もございますので、まだほかの委員の方もいらっしゃるので、私の意見等々はこれで結構でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 日本大学の安藤です。よろしくお願いします。

いただいた資料の6ページ、C型の資格として「家庭的保育者」とありまして、その下の※印のところに「研修を修了した保育士」、また、「同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」と書いてあるので、家庭的保育者とはいっても保育士と同等程度の知識や技能を持たれている方という理解だったのですが、皆様の認識では、この家庭的保育者という方は、能力、意欲などの面で、保育士には劣っているという認識なのかということが、まず、1点目の質問です。

○本後課長 ありがとうございます。

劣っているということではございません。家庭的保育者は、0～2歳の子どもに対する知識・経験という意味で、しっかりと身に付けていることを見ているということでありませう。それが家庭的保育者という職種ということになりますので、そういう意味でいうと、3～5歳児というところを見ているわけではないということでございます。

○安藤委員 ただ、保育士の方と同じ能力を持たれていてということ、非常に引っかけるところではあるのです。

○本後課長 若干資料としては言葉足らずですけども、趣旨としてはそういうこと。

○安藤委員 それでは、保育士としては、0～2歳のお相手はできるけれども、3歳以上については、一般の保育士ほどの能力はないものだということですね。

○本後課長 家庭的保育者ということ判断するに当たっては、0～2歳児というところを見て判断をしていると。

○安藤委員 分かりました。

もう一点、教えていただきたいのです。うちも、今、子どもを保育所に通わせていますが、子どもを保育所に通わせない、幼稚園にも通わせていないという親も実際にいます。また公園で知り合った友人と、ほかの子どもの家に遊びに行つて、「お買い物をする間、ちょっと一緒に見ていてね」とか、お任せすることもあります。この分科会の先生たちは理想的な話をされているのかもしれませんが、そういう保育所に通わせない・幼稚

園に通わせないということや友達の子に短時間で任せるといったことは全て禁止しなければ整合性が取れないとも感じるのです。先ほど阿曾沼委員からもあったように、もし科学的に親が面倒を見るまたはほかの保護者に見てもらふことは不十分であるというのであったら、親が見るとか、保育所に通わせない・幼稚園に通わせないということは禁止していただいて、義務教育化をされるという主張をされないと、整合性が取れないと、まず、思いました。加えて、3～5歳は大規模な集団で遊ぶのが大事であり、集団保育が必要であるとまで言うのだったら、繰り返しになりますが、保育所に行かせないことも子どもの虐待であると、「こどもまんなか」を訴えられる方々だったら主張されるべきだし、過疎地に住むことも違法ですよね。子どもが3～5歳で集団を体験することができないから小さい子どもがいる場合には一定以上の子どもがいるところにしか住んではいけないと規制されないと、非科学的なように感じるわけです。最低の基準をどこに引くのかということと、その分科会の先生方が御自身の保育に対する理想論を議論されるというところには、少しずれがあるのかなと感じたのです。このあたり、課長はどのようにお考えなのか。御意見を教えていただきたいと思いました。

○本後課長 ありがとうございます。

保育所の保育は、家庭の保育が難しい、要は、共働きで、家庭の保育は難しいので、保育所が言わば親と一緒に子育てを分担しているという形かと思っています。一方で、今、委員がおっしゃったとおり、家にいる専業主婦や育休中の人はどうなのかという話にはなってくるのです。若干脱線いたしますけれども、もちろん保育所ほどではないのですけれども、特に0～2歳では6割の方が保育所に通っていませんので、そういう方々に、月何時間かでも保育所のようなところに通ってもらって、親ではない大人、保育士とか、あるいは、周りに子どもがいる環境の中で過ごしてもらおうということも、もちろん保育所のように毎日行けるわけではありませんが、保障していかなければいけないということで、今、子ども・子育て支援の強化の中で、「こども誰でも通園制度（仮称）」という形で新しく仕組みを入れていこうといった方向性で議論をしています。

○安藤委員 ですが、3～5歳などでも保育所に通わせないという選択は可能であって、また、過疎地に住むことも可能ですよね。

○本後課長 3～5歳児については、現実的にはほぼ保育所や幼稚園には通っておりますので、実態的にはそこはできている。そこから漏れ落ちてくる要支援の家庭に対する支援をどうするかという観点では議論は必要ですけれども、現実的に、我が国においては、3～5歳においては、何かの園に行っているというところは前提かと思えます。

○安藤委員 それは、理想的な規模以上の子どもがたくさんいる、同級生がたくさんいるところに通っているのか、それとも、1人や2人しかいないようなところも含めてなのかというのは、いかがでしょうか。

○本後課長 同級生がたくさんいるところという形が基本です。小規模のところは基本的にはほぼないと理解いただければと思います。

○安藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 落合委員、お願いします。

○落合座長代理 今回の安藤委員と議論されていた点ですけれども、実際の状況について、数字を後で御提出いただけないでしょうか。

○本後課長 どの状況でございますか。

○落合座長代理 先ほど、基本的には通園されているというお話を御説明されていたと思うので。

○本後課長 6割が通園しているとか、ほとんどが通所しているとか、そういう。

○落合座長代理 「ほとんど」というのが何を指しているのか、それが分かるものです。

○本後課長 資料がございますので、それは提出させていただきます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

阿曾沼委員からあった話の中で、科学的という話ですけれども、指針に定めてあるということ、指針のような法律や行政の文書は、科学的に見たときにエビデンスは全くないので、根拠は一切示されていなかったように思っておりますので、また改めて検討いただくことが必要ではないかと思えます。

座長にも、是非これはもう一回ぐらいヒアリングを開催したほうがいいのではと思えますので、私のコメントとして、お伝えいたします。

○中川座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 阿曾沼です。

子どもの教育は本当に大切なことでありますし、保育の質を上げていかなければいけないという現場の意見、心配だという現場の意見も、十分理解はできるのですが、その分科会の議論の中で、一定の科学的な根拠、子どもの成長と保育における要員もしくは資格者との関係の客観的・科学的な根拠をなるべくきちんと踏まえて、広く一般の人が見て、これは情緒的ではないかとか、経験だけで物を言っているのではないかと判断されないことも非常に重要だと思います。そういった根拠を是非示していただければありがたいと思っております。根拠、エビデンスが絶対ではないことは私も承知しておりますし、私も地域の小規模保育の地域の委員をして、ずっと小さい子どもを見ておりますので、そういったことから現場でも議論ありますので、資料があれば是非御提示いただければと思っております。

○中川座長 ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。

こども家庭庁、本当にありがとうございました。

本特例の全国展開に当たっては、保育の質の確保が大変重要だということについては、こども家庭庁の分科会で御指摘があるように、それは言うまでもないことだと思っております。ただ、落合委員もおっしゃいましたけれども、国家戦略特区制度の実効性を確保するため、過度な要件を課さないという特例措置の前提をしっかりと継承していただく必要が

あると、この特区の中では、思っております。

本日は、るる御説明いただいたところではございますけれども、現行はB型とC型を含む全ての小規模保育事業所で活用が可能な本特例を、全国展開に当たってはA型に限って行うという案をいただいたわけですが、実際の弊害の有無や0～5歳児での場合はB型とC型を含む全ての小規模保育事業所で活用の方、3～5歳児の部分集合になった途端にA型に限定すべきだという根拠については、特区ワーキンググループの委員が納得できるような説明がなかったと、私は理解しております。課長から、法律の建付けがというお話がありましたけれども、法律の建付けがというよりは、科学的にとか、エビデンスとしてどういうものなのかということをお示しいただく必要があると思っております。

要は、我々は特区でやっているから特区そのままということをお願いしているわけではなくて、特区ではA型のデータしかないからA型について取りあえずというのは理解できないわけではないですけれども、そうであればB型とC型が出てきた段階でどのような措置を取るのかということはお約束いただく必要があると思っておりますし、さらに、今回は、特区の制度というよりは、全国的なそもそもの制度として0～5歳の一貫したものについてはお認めいただいているわけですから、部分集合になった途端にA型に限ることは、私には全く理解できませんでした。実態的な理由としてということですが。

この対象とする小規模保育事業所の範囲をA型に限定するということですが、これにつきましては、法律ではなくて省令規定事項だと理解しておりますので、法改正については次期通常国会への提出を見据えて調整を進めていただきたいと思いますと思っておりますけれども、本件につきましては、落合委員からありましたように、ワーキングで引き続き議論させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

御発言をさらに求める方がいらっしゃいましたら、御発言ください。よろしいですか。

それでは、こども家庭庁、どうもありがとうございました。

○本後課長 ありがとうございます。

○中川座長 本日の「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について」の戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。